

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と
国土交通省の出先機関の存続を求めることについて

要 旨

地方分権改革を進めれば、地方自治体の財政状況によって社会資本の整備・管理に地域間の格差を生じさせ、また近年の異常気象や地震などの災害から国民の安全・安心が守られなくなるのではないかと危惧される。地域住民が安全・安心・快適に暮らせる社会資本整備と管理のため、国及び地方自治体の防災・生活関連予算を確保・拡充し、道路・河川行政については国の責任を明確にし、安易な出先機関の廃止は行わないよう求める。

理 由

平成22年6月22日、「地域主権戦略大綱」が閣議決定されました。

決定された「大綱」は「国の出先機関の原則廃止」など10項目からなり、改革の全体像では「住民に身近な行政は、(中略)地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むための改革」と位置付け、この改革が進めば「おのずと地方公共団体間で行政サービスに差異が生じてくる」としています。

また、国の出先機関については「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が平成22年12月28日に閣議決定され、①新たな広域行政制度を整備する、②全ての事務・権限を移譲することを基本とする、③対象機関の職員の身分取扱い等に係る所要の措置を講ずる、そして④平成24年通常国会への法案提出を目指すとしています。

このような地方分権改革に対しては、地方自治体の財政状況によって社会資本の整備・管理に地域間の格差を生じさせ地方切り捨てに拍車をかけることや、近年の異常気象による局地的豪雨・台風の大型化や頻発する地震などの災害から国民の安全・安心が守られないのではないかと強い危惧を持っています。

今、「ムダの排除」として公共事業の見直し論議がマスコミ報道等を通じ盛んに行われています。また河川・道路等の改修・管理にあたっては「二重行政」の論調の下、「ムダなことをしている」「管理レベルが異なる」などとし、必要な予算の縮減、出先機関の廃止に結び付けようとしています。しかし、私たちは当該地域の特性や重要性等に基づき国と地方自治体のそれぞれの役割分担により実施しているものであり、なんら二重行政やムダであるとの指摘は当てはまらないものと考えます。

昨年3月11日の東日本大震災への対応においても、国土交通省は地域外とを結ぶ輸送ルートの確保や緊急復旧・応急排水とともに防災官庁ならではの支援を実施し、地方自治体は住民の安否確認や救助・支援を主体に実施するなど、役割分担し復旧復興に当たっています。

またここ大仙市においては、国管理の雄物川において昨年6月洪水で堤防未整備箇所からの氾濫等により大きな被害が発生するなど、まだまだ堤防整備が必要であり、国土交通省の果たすべき役割は極めて重要です。

憲法第25条は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を国の社会的使命としています。こうした基本原則からも、国民の安全・安心を守る社会資本の整備・管理は国が責任を持って実施するのが憲法上の責務ではないでしょうか。

今多くの地方自治体では新規の社会資本整備もままならず、また既存の防災・生活関連施設の老朽化対策が課題となっており、国からの財政支援の拡充も必要と考えています。

また、昨今の経済情勢等から地域住民の暮らしや雇用情勢は危機的状況にあり、特に東北の疲弊はかつてないものとなっています。

地域住民が安全・安心・快適に暮らせる社会資本整備と管理のため、国及び地方自治体の防災・生活関連予算の確保・拡充は必須であり、かつそのことが地方の中小建設関連業者の経営安定、雇用情勢の改善にもつながっていくものと考えます。

私たちは、住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分・使途など、改善すべき課題はたくさんあると認識しています。しかし「全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があり、どの地域に住んでいても平等・公平に行政の恩恵を受ける」べきであると考えます。よって、国民の生命と財産を守ることは「国の責務」として以下の項目について陳情します。

陳情項目

1. 「地方分権（地方主権）」については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット・デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
2. 防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充を図るとともに、地方自治体への財政支援を拡充すること。
3. 現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方移譲や地方整備局、事務所、出張所の廃止は行わないこと。

平成24年2月13日

陳 情 者 湯沢市関口字上寺沢64-2

国土交通省管理職ユニオン東北支部

秋田分会長 堀 井 寿

大仙市議会議長 鎌 田 正 様